

平成28年度第2回 用瀬地域振興会議 日程

日 時 平成28年5月26日(木)
午後1時30分～
場 所 用瀬町民会館 2階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議題・報告事項

- (1) 総合支所整備(耐震化)の推進について・・・・・・・・・・資料1
- (2) 住民異動者へのアンケート調査の実施について・・・・・・・・資料2
- (3) その他

4 地域振興への意見・提言(委員発表)

発表者: 谷本委員

5 各課報告

6 次回日程について

開催予定日 7月 日() 時

7 閉 会

[テーマでさがす](#) [県の紹介](#) [お知らせ](#) [ネットで手続](#) [県政情報](#) [組織と仕事](#)

[メイン](#) [県土総務課](#) [技術企画課](#) [道路企画課・道路建設課](#) [河川課](#) [治山砂防課](#) [空港港湾](#)

治山砂防課

ツイート いいね!

土砂災害警戒区域(イエロー区域)、特別警戒区域(レッド区域)

[もどる](#)

土砂災害防止法で指定される 土砂災害の危険性のある区域

ここでは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号)」(以下、土砂災害防止法という)に基づき指定される「土砂災害警戒区域(イエロー区域)」及び「土砂災害特別警戒区域(レッド区域)」について解説します。

「土砂災害警戒区域(イエロー区域)」は、崖崩れや土石流などの土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのあると認められる土地の区域です。

「土砂災害特別警戒区域(レッド区域)」は、イエロー区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域です。

[土砂災害防止法について \(PDF, 922kb\)](#)

お住まいの地域が、土砂災害の危険性のある区域かを調べるには

お住まいの地域が、土砂災害警戒区域等の範囲であるかを知るには、以下のサイトをご活用ください。

なお、指定後に随時更新(平成27年12月までの指定を更新)はしておりますが、最新の指定状況は県公報、県と市町に縦覧している告示図書にてご確認ください。

- [「とっとりWEBマップ」](#)

- 「とっとりWebマップ」で土砂災害警戒区域等を確認する方法は、下記ファイルを参考にしてください。

[土砂災害警戒区域等の確認方法（「とっとりWebマップ」）（PDF;809kb）](#)

土砂災害警戒区域（イエロー区域）に指定されると

土砂災害警戒区域に指定されると、市町村により次の整備が行われます。

- 市町村地域防災計画に地区ごとの警戒避難体制に関する事項を定め、情報伝達方法や避難地など警戒避難体制に関する情報を住民に周知
- イエロー区域内にある災害時要援護者施設の警戒避難体制の整備
- 土砂災害ハザードマップの作成・配布

また、宅地建物取引業者は、イエロー区域にかかる宅地や建物の売買等にあたり、イエロー区域（及びレッド区域）に指定されている旨の説明を行う必要があります。

土砂災害特別警戒区域（レッド区域）に指定されると

土砂災害警戒区域に指定されると、以下のように一定の制限がかかります。

- 住宅宅地分譲地、社会福祉施設などの特定の開発行為に対する許可が必要になります。
- レッド区域内で住宅の建替え等を行う場合に、壁や基礎を強化するなど構造に規制がかかります。
- 都市計画区域外でも敷地の半分以上がレッド区域である土地では建築物の建替え等に建築確認が必要になります。

[レッド区域内における建築物に対する建築基準法の適用についての考え方](#)

また、必要に応じて移転勧告を行うことがある。（その際、支援策もあり。）

- 土砂災害発生の危険性が高く、著しい損壊が生じる建築物
に対する移転勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

レッド区域内における「特定開発行為」の概要及び許可制度について

レッド区域において、住宅宅地分譲地や社会福祉施設・幼稚園・病院といった災害時要援護者施設の建築のための開発行為を行う場合には、安全性の確保を図るため、知事の許可が必要です。

- 特定開発行為許可の概要は、次のPDFファイルをご参照ください。

[特定開発行為許可手続の概要（PDF：1,650 k b）](#)

- 特定開発行為の具体的な手続は、次のPDFファイルをご参照ください。

[土砂災害防止法に基づく特定開発行為許可の手引（PDF；2,742 k b）](#)

- レッド区域内で行う特定開発行為の際に行う対策工事の技術基準については、次のPDFファイルをご参照ください。

[鳥取県特定開発行為技術マニュアル（PDF；3,360 k b）](#)

レッド区域内における住宅建替等補助制度について

土砂災害特別警戒区域(レッド区域)に指定されている土地で家を建替え等を行う場合には、想定される土砂災害に耐える構造(壁や基礎を強化した構造とする。)にする規制がかかります。また、都市計画区域外であっても敷地の半分以上がレッド区域の場合には建築確認を受ける必要が生じます。

一方で鳥取県の場合、中山間地域の持続的発展が県の重要な施策となっておりますが、レッド区域の多くは、この中山間地域に存在しています。

このため、レッド区域内に居住する方の定住を支援することを目的として、壁や基礎の強化費用が必要となる家の建替えに対して、補助制度を創設しました。詳細については、補助制度のチラシ及び補助要綱を参照ください。

[補助制度PRチラシ\(PDF; 600kb\)](#)

[レッド補助制度の交付要綱\(PDF; 18kb\)](#)

なお、この補助制度は、県と市町村とが一緒になって建築主へ補助する制度です。

現在、先行して県が制度を創設し、各市町へ制度を説明し、協力をお願いしているところです。補助の申請に当たっては、各市町へ御相談してください。

また、対象はレッド区域内における住宅及び避難所の建替え等で、レッド区域指定以前から所有又は借地している敷地においてやむを得ず行うものに限りです。

※平成26年4月1日に制度の一部改正しており、交付要綱、申請様式及びPRチラシの内容を変更していますので、制度の利用を検討される方はご注意ください。

問い合わせ先

鳥取県治山砂防課企画調査担当

(電話) 0857-26-7819

(ファクシミリ) 0857-26-8130

(E-mail) chisansabou@pref.tottori.jp

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

用瀬町総合支所の整備方針別比較表

	各施設の取り扱い及びコスト比較(千円)								比較項目			
	現庁舎		いきいき交流センター		新庁舎		合計		災害対策	使用可能年数	施設規模	コスト比較
	用瀬町用瀬832		用瀬町別府96-2		未定							
案① 現総合支所の耐震性能向上改修案(いきいき交流センターは別途運用)	耐震改修して活用		現状通り外部委託で運営(修繕のみ対応)		(整備なし)		1,063,500		○	△	×	△
	イニシャル	ランニング	イニシャル	ランニング	-	-	イニシャル	ランニング	敷地及び建物の一部が土砂災害警戒区域内にかかっているが、区域が限定されており、対策支部機能は維持が出来る想定	調査の結果65年の使用年数と想定でき、2042年まで使用可能と想定	支所想定規模に対して面積が過大である。(面積1648㎡)	改修費は比較的抑えられるが、その後の維持管理が高く想定されるとともに、仮設費が別途かかる可能性があり、比較的経費が高くなると想定される。(試算額 1,063,500千円)
	155,800	647,000	-	260,700	-	-	155,800	907,700				
案② いきいき交流センターへの移転案	解体		改修し支所庁舎として活用		-		753,700		○	○	△	○
	イニシャル	ランニング	イニシャル	ランニング	-	-	イニシャル	ランニング	敷地及び建物の一部が土砂災害警戒区域内にかかっているが、区域が限定されており、また隣接する公共施設との連携により対策支部機能は維持が出来る想定	新耐震の施設でもあり、構造の上からも管理の仕方で長期の使用が可能と想定	支所想定規模の面積を確保できるが、建物全部(1~3階)を使用する必要がある。(既存建物面積1,018㎡、うち改修部分550㎡)	必要最小限の改修を想定しており、経費が比較的安くなると想定される。(試算額 753,700千円)
	92,700	-	193,900	467,100	-	-	286,600	467,100				
案③ 総合支所の建替案(いきいき交流センターは別途運用)	解体		現状通り外部委託で運営(修繕のみ対応)		庁舎を新築する		1,061,900		△	○	○	×
	イニシャル	ランニング	イニシャル	ランニング	イニシャル	ランニング	イニシャル	ランニング	対応可能な用地取得が出来るかが課題	新築のため、長期使用が可能	支所想定規模で建設をするため適切な規模となるが、それにあつた用地の確保が必要となる。(面積941㎡)	新築の経費が大きいうえ、現在想定していない用地取得費、造成費、仮設費が別途かかる可能性があり、経費は高くなると想定される。(試算額 1,061,900千円 用地費、造成費、仮設費含まず。)
	92,700	-	-	260,700	398,200	310,300	490,900	571,000				

※コスト比較は、「鳥取市総合支所等基礎調査業務」による。

市外転出および市内転居にかかるアンケート調査 実施要領(案)

1 目的、趣旨

鳥取市から転出および市内転居される方を対象に、その理由等についてアンケート調査を実施することにより、現状や傾向を把握し、人口減少の抑止や今後の移住・定住促進の取組への参考とする。

2 調査実施期間(予定)

平成28年6月1日(水)から9月30日(金)まで

3 実施対象者

鳥取市市民課等に來られた鳥取市から転出および市内転居される方

4 調査内容(詳細は別紙アンケートのとおり)

- (1) 転出・居元および先
- (2) 異動の時期
- (3) 異動する家族構成
- (4) 異動者の年代
- (5) 異動の理由
- (6) 住みよい鳥取市のための条件

5 実施方法

- (1) 鳥取市外転出および市内転居の手続き者を市民課(支所市民福祉課)窓口で確認。
- (2) 市民課職員から、アンケート調査の目的について説明。
- (3) 協力を得られた方にアンケートを渡し、回収箱に投函いただく。
- (4) 実施期間終了後、地域振興局地域振興課および各総合支所市民福祉課において回収・集計。

6 実施場所(アンケート用紙・回収箱設置場所)

- (1) 市民課(駅南庁舎)
- (2) 市民課(本庁舎証明コーナー)
- (3) 各総合支所市民福祉課

7 スケジュール

- 5月中 庁内での検討
各地域振興会議で協議
- 6月1日 調査開始

8 その他

- (1) アンケートは毎月初旬に前月分を回収する。
- (2) 調査終了後、分析結果については地域振興会議などに報告するとともに、人口減少の抑止や今後の移住・定住促進の取組への参考とする。
- (3) 平成25年11月から取り組んでいる転入者対象のアンケートは引き続き実施する。

転出
市内転居

市外へ転出・市内転居されるみなさまへ
～アンケート調査のお願い～

(案)

鳥取市では、多くの方に住みよいと感じていただける地域とするため、市外へ転出および市内転居される方を対象にアンケート調査を実施しています。趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。
※他の目的に使用することは一切ありません。

1. あてはまるところにご記入ください。

どこから

鳥取市内（チェックをおつけください）

鳥取 国府 福部 河原 用瀬 佐治 気高 鹿野 青谷 地域

どこへ

鳥取市内（チェックをおつけください）

鳥取 国府 福部 河原 用瀬 佐治 気高 鹿野 青谷 地域

鳥取県内

県外

市・町・村

都・道・府・県

2. 転出・市内転居の時期をご記入ください。

平成 年 月

3. 転出・市内転居される方の家族構成について、あてはまるものにチェックをおつけください。

単身 夫婦 夫婦と子 夫婦と親と子 その他（ ）

4. 転出・市内転居される方の年代について、あてはまるものにチェックをおつけください。
（世帯で異動される場合は、全員についてあてはまるものすべてにチェックをおつけください）

10代未満 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代 90代以上

5. 転出・市内転居される主な理由について、最も近いもの1つにチェックをおつけください。

大学等への進学 就職 転勤 起業 子育て 結婚 介護 田舎暮らし
農林水産業従事 退職等による帰郷 通勤距離の短縮化 周辺住民との関係性
高齢化による同居 施設等への入所 公共交通機関の不足 病院・商店等の不足
その他（ ）

6. あなたが考える、「住みよい鳥取市」のための条件について、あてはまるものに3つまでチェックをおつけください。

自然が豊か 災害が少ない 働く場所がある 子育て環境の充実（具体的に ）
行政支援の充実（具体的に ） 商業施設の充実（具体的に ）
市民参加型イベント（祭り等）の充実 その他（ ）

ご協力ありがとうございました。
【アンケート用紙は備え付けの回収箱に入れてください。】

お問い合わせ先：鳥取市企画推進部地域振興局地域振興課

市外から転入された皆様へ
～アンケート調査のお願い～

参考
転入者対象の
アンケート
(1125.11～取組中)

ようこそ鳥取市へいらっしゃいました。

鳥取市では、多くの皆様に移住定住していただけるような地域にするため、市外から転入された方を対象にアンケート調査をお願いしています。

ご協力をよろしくお願いいたします。(他の目的で使用することは一切ありません。)

1. いつ転入されましたか？

_____年 _____月

2. 何人で転入されましたか？

_____人

3. 世帯主(代表になる方)の方の年代は？

10代以下・20代・30代・40代
50代・60代・70代・80代以上

4. 一緒に転入された方は？

本人のみ・配偶者・子・父・母・兄弟姉妹
その他(_____)

5. どちらからいらっしゃいましたか？

_____都道府県

6. 以前、鳥取市に住んでいたことがありますか？

ある ・ ない

7. どの地域に住まわれますか？

鳥取地域・国府地域・福部地域・河原地域・用瀬地域・佐治地域・気高地域・鹿野地域・青谷地域

8. 転入された主な理由は何ですか？(最も近いものに1つだけ○印を)

大学等への進学 ・ 農林水産業 ・ 就職または転勤(前任者あり) ・ 転勤(前任者なし)
起業 ・ 子育て ・ 結婚 ・ 介護 ・ 田舎暮らし ・ 退職または離職による帰郷
卒業による帰郷 ・ 出産等に伴う一時的な帰郷 ・ その他(_____)

9. 鳥取市を選んだ理由は何ですか？(2つまで○印を)

自然が豊か ・ 災害が少ない ・ 働く場所がある ・ 子育て環境が整っている
行政の支援が充実している ・ 移住相談窓口の対応がよかった ・ 実家がある
知り合いがいる ・ その他(_____)

10. 移住定住に関する行政の支援窓口又は支援施策を利用されましたか？

利用した(予定を含む) ・ 利用していない ・ 知らない

→利用された場合(予定を含む)、良いと思われるものを教えてください。(3つまで○印を)

相談窓口(鳥取市 ・ 鳥取県移住定住サポートセンター ・ 同大阪相談窓口 ・ 同東京相談窓口)
相談会 ・ いなか暮らしセミナー ・ 体験ツアー ・ お試し住宅
住宅支援制度 (名称又は内容: _____)
子育て支援制度 (名称又は内容: _____)
就業・起業・就農支援制度(名称又は内容: _____)
その他(_____)

ご協力ありがとうございました。

【アンケート用紙は備え付けの回収箱に入れてください。】

お問い合わせ先 鳥取市 中山間地域振興課
フリーダイヤル 0120-567-464

用瀬宿活性化委員会の経過と計画

平成 26 年 11 月 26 日設立（会員 12 名）

目的 近年、少子高齢化、過疎化の進行、空き店舗・空き家の増加が急速に進み宿場町が衰退している。用瀬宿の賑わいを取り戻す目的で設立。

- ・賑わいの再生事業
- ・空き家・空き店舗の利活用
- ・地域資源の活用と保存活動
- ・里山交流や若者の定住化
- ・情報発信の強化

事業

H27 年度（輝く中山間地域創出モデル事業）

- ・瀬戸川を利用した やまめ釣り とつかみ取り
- ・用瀬の空き地等を利用した学生との交流事業
（いなば用瀬宿横丁さんぽ市）
- ・用瀬宿絵図の複製（原寸大）
（現在は用瀬地区公民館に展示）

H28 年度（輝く中山間地域創出モデル事業）

- ・流しびなの日にネジマキクラフトフェスタの実施
- ・瀬戸川を利用した交流事業の実施
- ・空き家・空き地を利用し、さんぽ市

H29 年度以降の事業と課題

- ・空き家、空き店舗の利活用
- ・用瀬宿の活性化事業
- ・会員の募集
- ・事業実施のための資金調達

等々

平成27年度鳥取市市民活動表彰 受賞者一覧

受賞者	活動分野	活動内容
徳橋勝治 様	まちづくりの推進を図る活動	<p>新的場町内会の発足時から現在まで町内会長や役員を歴任し、地域活動に尽力している。</p> <p>公園や通学路など地域の公共的な場の美化活動に主体的に取り組まれており、特に新的場公園愛護会では中心的存在として活動している。子ども達の登下校時には交通・防犯指導に当たっている。お年寄りや町内への転入者についても積極的に声掛けを行い、町内のコミュニティ活動の推進を図っている。</p>
佐治町の文化遺産を大切に する会(熊野会) 様 副会長 田中精夫 様	文化の振興を図る活動	<p>平成20年から中央公民館と「ふるさと歴史講座」を共催している。佐治町内の史跡、文化財、隠れた文化遺産等について学習を深めるとともに、清掃活動やボランティアガイド、資料作成、広報活動等を行い、佐治町内の貴重な文化遺産の保全に努め、後世に引き継ぐことを目的に活動している。</p> <p>市内小・中学校への体験学習や、人権福祉センターの交流学习や、他地区公民館との交流事業にも取り組んでいる。</p>
星見邦彦 様	環境の保全を図る活動	<p>平成22年に豊実地区グラウンドを芝生化して以降、週2回の芝刈りを行い、肥料まき、冬芝の種まきを時期を見計らって行っている。グラウンドが保育園児の遊び場や地区・外部団体の活動など様々に利用されるなか、芝が枯れることなくきれいな芝グラウンドを維持している。</p> <p>この他、地区公民館やバス停など地域の公共的な場の美化活動に積極的に取り組んでいる。また、平成25年より交通安全指導員として子どもたちの見守りを実施している。</p>
渡邊喜代志 様	環境の保全を図る活動	<p>平成22年に豊実地区グラウンドを芝生化して以降、週2回の芝刈りを行い、肥料まき、冬芝の種まきを時期を見計らって行っている。グラウンドが保育園児の遊び場や地区・外部団体の活動など様々に利用されるなか、芝が枯れることなくきれいな芝グラウンドを維持している。</p> <p>この他、地区公民館やバス停など地域の公共的な場の美化活動に積極的に取り組んでいる。また、平成23年より地区社会福祉協議会の会長として活動している。</p>
濱出清美 様	スポーツの振興を図る活動	<p>平成8年から小学校のバレーボール部を、週3日、各2時間熱心に指導している。部員数は少ないが、熱心な指導と部員の地道な努力により中国大会・全国大会への出場など好成績を上げている。</p> <p>近年では指導を受けた生徒たちが中学生、高校生、社会人になった後も、練習場に足を運び、小学生への指導を通して交流を続けている。バレーを通じて学年・世代を越えた交流が続けられている。</p>
ふしぎなポケット 様 代表 谷本由美子 様	子どもの健全育成を図る活動	<p>平成17年から用瀬町内に住むお母さん達7名で発足した会で、パネルシアター、ブラックシアター、手遊び、手話と歌、影絵などを、子ども達に届けている。毎年開催される「流しびなの館で童謡をうたう会」に連続10回参加し、伝えていきたい歌や遊びを共有できるように活動している。</p> <p>保育園、地区公民館、福祉行事にも参加し、子ども達の地域での健やかな成長を支援している。</p>
湖山池応援団 様 代表 山本實 様	環境の保全を図る活動	<p>平成15年から「湖山池を自分たちの手で美しく」をテーマに、湖山池沿岸の清掃活動、環境美化活動に主体的に取り組んでいる。平成26年に湖山池アダプトプログラムが発足し、17団体が加盟して清掃活動を行っているが、この中でも湖山池応援団が最も活発に活動しており、清掃活動はほぼ毎日といってもよいくらいに取り組んでいる。</p> <p>また、これまでの活動の中で、町内会や鳥取大学と連携しピオトープを造成するなどの活動も行っている。</p>